第十七条の四中「及び震災特例法第十七条の三第一項」を「、震災特例法第十七条の二の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第十七条の三第一項の規定及び震災特例法第十七条の三の二第一項」に、「及び第十七条の三第四項」を「、第十七条の二の二第八項、第十七条の三第五項及び第十七条の三の二第四項」に、「の規定又は」を「の規定、震災特例法第十七条の二の二第二項若しくは第三項（避難解除区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定、」に、「）の規定を含む。）」と」を「）の規定又は震災特例法第十七条の三の二第一項（避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定を含む。）」と」に、「並びに震災特例法第十七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定、震災特例法第十七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定並びに震災特例法第十七条の三の二第一項（避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」に改める。

第十八条の三第四項の表租税特別措置法施行令第三十五条第二項の項、租税特別措置法施行令第三十七条の二第二項の項及び租税特別措置法施行令第三十七条の三第三項の項中「規定」を「規定を」に改め、同項の次に次のように加える。

租税特別措置法施行令第三十九条の十三の二第一項	の規定を	並びに震災特例法第十八条の三第一項の規定を

第十八条の四中「（第七号）」を「（第八号）」に、「同項第七号」を「同項第八号」に改める。

第十八条の五中「前条第三項第七号」を「前条第三項第八号」に改める。

第十九条第三十四項及び第三十五項中「区分し」を「区分をし」に改める。

第二十二条を第二十一条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（被災連結法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の特例）

第二十二条　法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第五十九条第二項の規定を法第二十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合には、法人税法施行令第九条の二、第百五十五条の二、第百五十五条の六、第百五十五条の二十、第百五十五条の二十一及び第百五十五条の四十三の規定の適用については、同令第九条の二第一項第一号ヘ中「損金算入）」とあるのは「損金算入）（同項の規定を東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十五条第一項（被災連結法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「同条第三項」とあるのは「法第五十九条第三項」と、同令第百五十五条の二第一項中「損金算入）に」とあるのは「損金算入）（震災特例法第二十五条第一項（被災連結法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に」と、同項第二号中「同項各号」とあるのは「同項各号（同項第一号の規定を震災特例法第二十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「同項及び法」とあるのは「法第五十九条第二項及び」と、同令第百五十五条の六第一項第一号イ中「欠損金の損金算入）」とあるのは「欠損金の損金算入）（同条第二項の規定を震災特例法第二十五条第一項（被災連結法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同令第百五十五条の二十一第二項中「除く。）又は同条第三項」とあるのは「除き、震災特例法第二十五条第一項（被災連結法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は法第五十九条第三項」と、同項第六号中「第五十九条の」とあるのは「第五十九条（同条第二項の規定を震災特例法第二十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の」と、同令第百五十五条の四十三第二項第五号中「損金算入）」とあるのは「損金算入）（同項の規定を震災特例法第二十五条第一項（被災連結法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「同条第三項」とあるのは「法第五十九条第三項」とする。

第二十二条の二第二項第一号イ中「減価償却資産（以下この条」を「減価償却資産（以下この号及び第四項第一号」に改め、同条第三項各号中「当該連結事業年度においてその事業の用に供した対象資産につき」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（連結法人が避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十二条の二の二　法第二十五条の二の二第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一　当該供用年度（法第二十五条の二の二第一項に規定する供用年度をいう。以下この項及び第三項第一号において同じ。）の連結所得に対する調整前連結税額（同条第二項に規定する調整前連結税額をいう。以下第三項までにおいて同じ。）の百分の二十に相当する金額にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ　法第二十五条の二の二第二項に規定する確認を受けた連結親法人又はその連結子法人で特定機械装置等（同条第一項に規定する特定機械装置等をいう。以下この号及び第三項第一号において同じ。）を取得し、又は製作し、若しくは建設したものの当該供用年度の個別所得金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。以下この号及び次項において同じ。）

ロ　法第二十五条の二の二第二項に規定する確認を受けた連結親法人で特定機械装置等を取得し、又は製作し、若しくは建設したものの当該供用年度の個別所得金額及び同項に規定する確認を受けた各連結子法人で特定機械装置等を取得し、又は製作し、若しくは建設したものの当該供用年度の個別所得金額の合計額

二　調整前連結税額に前号イに掲げる金額を乗じてこれを当該供用年度の連結所得の金額で除して計算した金額の百分の二十に相当する金額

法第二十五条の二の二第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一　当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（法第二十五条の二の二第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ　連結親法人又はその連結子法人で繰越税額控除限度超過額（法第二十五条の二の二第三項に規定する繰越税額控除限度超過額をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。）を有するものの当該連結事業年度の個別所得金額

ロ　繰越税額控除限度超過額を有する連結親法人の当該連結事業年度の個別所得金額及び繰越税額控除限度超過額を有する各連結子法人の当該連結事業年度の個別所得金額の合計額

二　調整前連結税額に前号イに掲げる金額を乗じてこれを当該連結事業年度の連結所得の金額で除して計算した金額の百分の二十に相当する金額（法第二十五条の二の二第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）